

防衛医科大学校病院規則第6号

防衛医科大学校病院救命救急センター運営規則（平成7年防衛医科大学校病院規則第4号）第10条の規定に基づき、救命救急センター運営委員会規則を次のように定める。

平成7年5月30日

防衛医科大学校病院長 千ヶ崎 裕 夫

防衛医科大学校病院救命救急センター運営委員会規則

改正 平成9年10月1日規則第5号
平成16年6月14日規則第10号
平成18年3月31日規則第3号
平成21年10月16日規則第3号
平成23年12月27日規則第7号
平成29年3月30日規則第1号
令和5年6月29日規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院救命救急センター（以下「救命センター」という。）の適正な運営を図るための防衛医科大学校病院救命救急センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第2条 委員会は、委員長及び委員15名をもって構成する。

2 委員長は、救命救急センター長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 内科1部門長
- (2) 内科2部門長
- (3) 外科1部門長
- (4) 外科2部門長
- (5) 外科3部門長
- (6) 脳神経外科部長
- (7) 麻酔科部長
- (8) 検査部長
- (9) 放射線部長

- (10) 救急部長
- (11) 総合臨床部長
- (12) 看護部長
- (13) 病院企画調整官
- (14) 病院運営課長
- (15) 救命救急センター看護師長

4 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 救命センターの管理、運営に関すること。
- (2) その他救命センターに関すること。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

4 委員会は、意見等を聴取するため、必要に応じ委員以外の職員を出席させ、又は部外の学識経験者の出席を要請することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行うものとする。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める者とする。

附 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月14日から施行する

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。